

平成21年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成21年6月18日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 太田 健一	2番 野並 享子
	3番 小菅 六雄	4番 立入三千男
	5番 内田 聡史	6番 奥村 治男
	7番 西本 俊吉	8番 矢野 隆行
	9番 梶山 幾世	10番 田中 良隆
	11番 藤下 茂昭	12番 中島 一雄
	13番 田中 孝嗣	14番 中田 幸子
	15番 小島 進	16番 本田 章紘
	17番 川口 東洋	18番 三和 郁子
	19番 鈴木 市朗	20番 原田 薫
	21番 田中栄太郎	22番 林 克
	23番 河野 司	24番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	副市長	川尻 良治
教育長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総務部長	前田 健司	市民部長	橋 俊明
健康福祉部長	新庄 敏雅	環境経済部長	岡野 勉
環境経済部政策監	土肥 義博	教育部長	東郷 達雄
政策調整部次長	富田 久和	政策調整部次長	中島 宗七
総務部次長	高田 一巳	市民部次長	川端 良雄
健康福祉部次長	佐敷 政紀	都市建設部次長	林 隆
環境経済部次長	山本 治一郎	教育部次長	田中 善広
企画財政課長	立入 孝次	総務課長	川端 弘一
広報秘書課長	寺田 実好		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	三上 忠宏	書記	辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第48号から議第52号まで及び請願第3号
(野洲市税条例の一部を改正する条例 他5件)
各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決
- 第4 意見書第7号から意見書第10号まで
(就学援助制度の拡充を求める意見書(案) 他3件)
提出者説明、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 委任専決第1号及び委任専決第2号
(契約の変更について 他1件)
- 第2 議第53号 平成21年度野洲市一般会計補正予算(第3号)
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第3 財政健全化集中改革プラン特別委員会の設置及び委員の選任
- 第4 財政健全化集中改革プラン特別委員会の正副委員長の互選結果

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午後1時00分) 皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 諸般の報告を行います。

出席議員 24 名、全員であります。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、報道関係者からカメラ撮影の申し出が出ておりますので、カメラ撮影を許可することに決しましたので、ご報告いたします。

(日程第 2)

○議長(河野 司君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 3 番、小菅六雄君、第 4 番、立入三千男君を指名いたします。

(日程第 3)

○議長(河野 司君) 日程第 3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第 48 号から議第 52 号まで及び請願第 3 号、野洲市税条例の一部を改正する条例他 5 件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第 5 番、内田聡史君。

○5 番(内田聡史君) 第 5 番、内田聡史です。

去る 6 月 9 日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6 月 12 日に委員会招集をし、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第 48 号野洲市税条例の一部を改正する条例、議第 49 号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議第 50 号平成 21 年度野洲市一般会計補正予算(第 2 号)中、本委員会に付託を受けました関係予算、以上の 3 議案を議題として詳細な説明を受け、質疑、応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、3 議案共、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(河野 司君) これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 第12番、中島一雄でございます。

去る6月9日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月15日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第50号平成21年度野洲市一般会計補正予算（第2号）中、本委員会に付託された関係予算、議第52号市道路線の認定及び廃止について、以上予算関係1件、その他1件、合計2件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑、応答を繰り返し、採決の結果、議第50号及び議第52号の2議案について、全員賛成にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第14番、中田幸子君。

○14番（中田幸子君） 第14番、中田幸子でございます。

去る6月9日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案及び請願について審査するために、6月16日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてのご報告をさせていただきます。

議第50号平成21年度野洲市一般会計補正予算（第2号）中、本委員会に付託されました関係予算、議第51号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上の2議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑、応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第50号、議第51号につきましては、全員賛成にて原案のとおり可決させていただきました。

次に、請願第3号中学校卒業まで医療費の無料化を求める請願については、賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案及び請願についての審査結果報告といたします。

議員の皆様におかれましては、報告のとおりご賛同願うように、お願い申し上げます。

○議長（河野 司君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第48号から議第52号まで及び請願第3号について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第48号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第48号野洲市税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第48号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第49号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第49号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第49号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第50号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第50号平成21年度野洲市一般会計補正予算（第2号）は、それぞれの委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第50号はそれぞれの委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第51号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第51号平成21年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第51号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第52号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第52号市道路線の認定及び廃止については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第52号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号については、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 請願第3号中学校卒業まで医療費の無料化を求める請願について、賛成討論を行います。

本請願は、今日も12名の個人署名を預かってまいりました。総勢、今で1,346名の切実な署名が添えられ、提出されました。兄弟が多い世帯や、ぜんそくなど病気がちの子どもがいる家庭では、医療費が大きな負担となっています。医療費を無料にすればコンビニ受診につながるということが、一般質問での市長の答弁や、また文教福祉常任委員会での議員の発言などもありましたが、無料だから夜間に受診するのではなく、早く処置をし

てもらおうという若い親心が病気になっている子どもを連れていくのです。

老人医療費が無料から有料になったとき、受診は一時減りました。しかし、徐々にふえました。無料だからサロンになっているのではなく、腰が、足が、肩が、ひざが痛いからと、電気治療に通われるのです。少しでもよくなって普通の生活がしたい、もしも電気治療ができる安価な場所が身近にあれば、病院でなく行かれるでしょう。医療費の無料化と全く関係はありません。

また、休日急病診療が輪番で行われているのは、子を思う親のために整備された診療体制です。24時間急患を受け入れる体制が病院に整ったことにより、病院に行かれるのであって、先進国として誇れる体制ではないでしょうか。早期発見、早期治療と保健指導は医療費の抑制につながることは、75歳以上の医療費の無料化を実施している自治体から報告されています。

小児科医の不足は、医師の過重労働が原因ですが、医師不足が悪循環になっています。これは、もっと国として医師を養成し、さらに仕事量に見合った診療報酬単価にすべきです。先進国の中で、医療費と医師の数は最低レベルです。医療に対するさまざまな問題を、無料だからと置きかえるのは言語道断。さらに、財政が大変な時期だからできないというのも、何に重点を置いているのかが問題です。

子育て支援を重点に置くまちとしても有効であります。東京都日の出町でも、75歳以上と中学卒業までの医療費無料化が行われています。また、亀山市の櫻井義之市長は、5月26日の定例会見で、中学生までの医療費無料化を10月1日からの診療分から、医療費無料化の対象を小学校就学前の児童から中学校卒業まで、15歳まで引き上げる、対象人数は3,900人、29日からの定例議会に4,000万円の補正予算案を提案しております。また、東京都世田谷区でも中学3年生まで無料化を行っており、全国的に子育て支援としての施策が広がっています。今回の請願は多くの方の願いです。議会が願いを閉ざせば、市長がもし実施しようと思っても、議会が門戸を閉ざしたことになります。

乳幼児医療費の無料化も、国会では今議論がされています。これは、多くの地方自治体で無料化が進められ、自治体間格差が生まれる中で、国の制度として実施を求める声が地方自治体から出されている反映でもあります。財政が厳しいといっても、税金の使い方です。そして、乳幼児だけでなく、義務教育期間の医療費の無料化に、国としても足を踏み出していく後押しをする必要があります。

そのためにも、野洲市議会が請願を採択し、地方自治体から国に要望していく一歩とし

ていくべきです。将来を担う子どもたちのために、本請願を可決していただくことを求め、賛成討論いたします。

○議長（河野 司君） 以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第3号中学校卒業まで医療費の無料化を求める請願は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第3号は文教福祉常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

（日程第4）

○議長（河野 司君） 日程第4、意見書第7号から意見書第10号まで、就学援助制度の拡充を求める意見書（案）他3件を一括議題といたします。それでは、提出者の説明を求めます。

まず、意見書第7号及び第8号について。

第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 意見書第7号就学援助制度の拡充を求める意見書について、案文を朗読して提案とさせていただきます。

就学援助制度は、義務教育の無償を定めている憲法26条に基づいて、経済的理由で就学困難な小中学生の学用品などを対象に補助するもので、今日格差と貧困が広がる中、その役割は一層重要となっています。

ところが、2005年に就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する改正法で、これまでは、生活保護基準以下の家庭、要保護者に加えて、これに準ずる家庭、準要保護者も国の補助の対象としてきたものを、要保護者だけに限定され、国庫補助は大幅に減額されました。準要保護者の適用を受けて、就学援助を支給されている児童・生徒は全国で1割を超えており、リストラや失業が横行する現在、就学援助制度はむしろ拡充が求められています。準要保護者の国庫補助分は一般財源化されたものの、国の責任を後退させ、補助金による財政保障をなくすことは、国の基準を上回る独自の支給を廃止したり、適用基準を引き下げるなどの、市町村独自の施策の後退につながりかねません。

よって、政府においては、就学援助制度における準要保護者への国庫補助の復活と拡充

を行うことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書第8号「乳幼児医療費無料化制度」を国の制度として創設するよう求める意見書について、案文をもって説明させていただきます。

我が国の合計特殊出生率は、2005年で、ここ1.25となっておりますが、1.26と訂正させていただきます。1.26となり、過去最低を更新し、人口を維持するのに必要な2.08を大きく下回る深刻な事態となっております。

現在の少子化の進行は日本社会の基盤を揺るがすものであり、将来の労働力や社会保障にも重大な影響を及ぼすことになることから、効果的で抜本的な少子化対策を、政治の責任として実施することが求められています。このような中で、国の制度がないため、すべての都道府県及びほとんどの市区町村では子育て家庭を経済的に援助する乳幼児・児童医療費助成制度が実施されています。

児童期までの年代は病気にかかりやすく、アトピー性皮膚炎、小児ぜんそくなど、長期の療養を要する病気も増加しており、早期発見、早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費の助成制度は極めて重要な役割を担っているものであります。しかしながら、市区町村の制度の内容には格差があり、年々拡大する傾向にあることから、全国どこにいても安心して子どもを産み、育てることができるよう、国の制度として確立すべきであります。

よって、本市議会は国に対し、乳幼児に対する医療費無料化制度を、国の制度として創設するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、この同趣旨の意見書は甲賀市では可決され、国に対して意見書が提出されていることを申し添えておきます。

以上です。

○議長（河野 司君） 次に、意見書第9号について。

第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 意見書第9号農地法の一部を改正する法律案の撤回を求める意見書についての提案説明を行います。

本意見書は、現国会で農地法改正案が審議され、衆議院では可決されまして、参議院に送付、そして、昨日参議院本会議では可決、成立をしましたが、意見書そのものは法律案の撤回を求めた内容ではありますが、意見書の趣旨は今なお妥当なものでありまして、ご

賛同いただきますよう、はじめにお願いを申し上げます。

今回の農地法の改正は、これまで自ら農作業に従事する者、あるいは農業生産法人にのみ農地に関する権利を認めてきた原則を外し、農地の賃借については、大企業も含めて誰にでも認めるようにするというのが特徴であります。

この改正では、現法律から削り落としていた耕作者の地位安定ということにつきましては、この間農業者をはじめ関係者の批判、懸念を受け入れ、衆議院の審議の段階で復活しています。しかし、改悪の中身そのものは変わっていません。いずれにしましても、大企業の所有の自由化につながり、広がるのは必至であります。

政府は、企業に農地利用を拡大すれば耕作放棄地の解消につながると再三国会で答弁してきました。また、今定例市議会でもこの問題について一般質問を行いました。市の答弁では、農地法の改正により農地の流動化が一層加速され、大規模農家への農地集積につながるものであり、ひいては農業生産性が向上することから、この農地制度改革は推進すべきとされました。

しかし、これもとんでもないことであります。もうけ第一の企業が農業に進出するのは、耕作放棄地ではなく、いわゆる優良農地であります。利益が出なければさっさと撤退するのも企業であります。そのため、地域の共同が困難になり、農地の荒廃を一層促進しかねません。このことは、政府自身も今回の国会答弁で、必ずしも耕作放棄地解消につながるかどうかは定かではないと答えていることから見ても明らかであります。

事実、これも一般質問で言いましたが、1999年、北海道の千歳市に参入しましたオムロンのトマト農場の例を見ても明らかであります。東京ドームの1.5倍、約7.1ヘクタールの農地に35万本のトマトが栽培されましたが、採算が合わないと見るや、わずか3年後に撤退しました。これを引き継いだ造林企業もその後倒産、従業員は全員解雇され、35万本のトマトが放置されたと言われております。この撤退の影響は、市の農業に深刻な影響を与えており、千歳市当局や農業委員会は、地元の人が立て直そうと思っても資金的にとっても無理、相当な財源がないとできないと、後始末ができないでいると言われております。

そもそも、今日の農地の荒廃は、これまでの歴代の自民党農政の農業つぶしの農政が原因であります。これを農地制度に押し付けるのは無責任と言わなければなりません。意見書（案）でも指摘していますように、本来農地の積極的な利用は、大多数の農家経営が成り立ってこそ進むものであります。

また、農地法の改正では、市町村の標準小作料を廃止し、実勢価格に基づく価格を示すとしていますが、これでは地域の賃貸借価格が乱高下する可能性が高まります。つまり、小作地を含めて農業を営んでいる者が賃貸借できなくなったりすることも予想されるのであります。そもそも、企業経営と家族経営では理念が異なり、先ほど言いましたように、地域の共同行動や景観保持にも混乱を生み出しかねません。このことも大きな懸念とされています。

さらに、改正農地法では、農業委員会の権限強化も言っていますが、これまでも農業を守るため、農業委員会そのものは役割を果たしてきています。そもそも、農地の減少に歯どめがかからなかった最大の要因は、農業経営そのものが今日厳しく、後継者に託すことが困難になったことにあります。

ですから、以上、農地を守り、食糧自給率を引き上げていくためには、農地の担い手を企業にまで広げるのではなく、現に農業を営む者が安心して経営を継承することが最も効果的な対策であります。

よって、改正農地法はこの立場に立ったものではなく、今後法律をもとに戻し、農業者が安心して託せる農政を求める本意見書（案）に賛同いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（河野 司君） 次に、意見書第10号について。

第11番、藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 11番、藤下でございます。

意見書第10号細菌性髄膜炎から子どもたちを守るワクチンの早期定期接種化等を求める意見書について、提案説明をいたします。お手元の意見書（案）について、ご参考にしていただきたいと思います。

概略のみの提案をもって、説明をいたします。

日本の5歳までの子どもの細菌性髄膜炎の患者数は、年間600人以上、あるいは1,000人近くとも言われております。このうち、約6割がインフルエンザ菌b型、いわゆるヒブと言われている菌でありまして、残る約3割が肺炎球菌によるもので、全体の約9割がこの2つの原因菌により占められております。抗生物質による治療にもかかわらず、約5%が死亡し、約15%から25%に重い後遺症が見られております。

また、細菌性髄膜炎は、発症後の治療には限界がありまして、罹患前の予防が非常に有効であると言われております。近年では、ヒブの耐性化によりまして、治療が難しく、飛

沫感染により広がることから乳幼児の保育の場でヒブ感染が広がる危険性はさらに高くなると予想されております。

この細菌性髄膜炎は、ワクチン接種により効果的に予防することが可能であります。1998年、WHOがヒブワクチンの乳児への定期接種を奨励する声明を出しました。現在では、100カ国以上で承認され、90カ国以上で定期予防接種化しており、こうした国々では発症率が大幅に減少しているところでございます。

日本におきましては、ようやく昨年12月にワクチンの販売が開始されましたが、接種にかかる費用も個人負担で、任意接種となっております。また、肺炎球菌ワクチンにつきましては、乳幼児に使用できる段階にまでは至っておりません。これらのワクチンの定期予防接種化により、国内の細菌性髄膜炎の多くを防ぐことができると共に、医療費の削減が期待できることから、早期の定期予防接種化が急がれるところであります。

よって、次の3点について、強く国に要望するものであります。1つ、ヒブワクチンの有効性、安全性を評価した上で、予防接種法による定期接種対象疾患、いわゆる1類疾病に位置付けること。2つ、肺炎球菌ワクチンを、いわゆる7価ワクチンですが、早期に薬事法承認及びその導入を図ること。3つ、これら両ワクチンの安定供給のための手だてを講じること。

以上でございます。どうぞ、皆様のご賛同を賜りますように、お願いを申し上げます。私の提案説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河野 司君） これより、ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第10号までについて質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第10号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第7号から意見書第10号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第10号までについて、順次討論及び採決を行います。

まず、意見書第7号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第7号就学援助制度の拡充を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第7号は否決されました。

次に、意見書第8号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第8号乳幼児医療費無料化制度を国の制度として創設するよう求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第8号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第9号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第9号農地法の一部を改正する法律案の撤回を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第9号は否決されました。

次に、意見書第10号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第10号細菌性髄膜炎から子どもたちを守るワクチンの早期定期接種化等を求め

る意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第10号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等、整理を要するものについては本職に一任することに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。

（午後1時36分 休憩）

（午後1時50分 再開）

○議長（河野 司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、提出されました委任専決第1号及び委任専決第2号並びに議第53号契約の変更について他2件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、委任専決第1号及び委任専決第2号並びに議第53号契約の変更について他2件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加日程第1）

○議長（河野 司君） 追加日程第1、委任専決第1号及び委任専決第2号、契約の変更について他1件について、市長より報告を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆様方にはお疲れのところ恐縮でございますが、追加の報告と議案を提出させていただきます。

まず、報告案件であります。委任専決第1号契約の変更につきましてご説明を申し上

げます。

市道野洲川右岸線道路改良工事につきましては、平成20年8月29日に決議をいただき、契約を締結したところですが、工事の進捗に伴い、工事請負額を318万450円増額し、契約金額を1億9,743万450円に契約を変更したものであります。地方自治法第96条第1項第5号並びに野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を経た契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものを、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、委任専決第2号損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。平成21年5月21日、野洲市役所本庁舎第一駐車場において発生した駐車中の自動車への損傷事故に対し、市の賠償額を31万7,000円と定めるものであります。地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものを同条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告とさせていただきます。

(追加日程第2)

○議長(河野 司君) 追加日程第2、議第53号平成21年度野洲市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、議第53号平成21年度野洲市一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

別冊の平成21年度野洲市補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、県において緊急雇用対策で追加の予算措置があり、これを受けて、本市で必要な雇用促進を図るための事業に取り組もうとするもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ497万円を追加し、歳入歳出予算の総額を160億5,321万3,000円とするものであります。

それでは、歳出の内容についてご説明申し上げます。14ページをご覧ください。

労働費の緊急雇用対策費で、ふるさと雇用再生特別推進事業に200万5,000円を、緊急雇用創出特別推進事業に296万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

なお、これらの財源につきましては全額県補助で措置するものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（河野 司君） これより、ただいま議題となっております議第53号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議第53号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、議第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、議第53号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第53号平成21年度野洲市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（河野 司君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

（追加日程第3）

○議長（河野 司君） 追加日程第3、財政健全化集中改革プラン特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第6条の規定により、24名の委員をもって構成し、財政健全化集中改革プランに関する審査等を行うため、財政健全化集中改革プラン特別委

員会を設置し、付議事件が終了するまで、閉会中も継続して審査等を行うものとしたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。本件については24名の委員をもって構成し、財政健全化集中改革プランに関する審査等を行うため、財政健全化集中改革プラン特別委員会を設置し、付議事件が終了するまで、閉会中も継続して審査等を行うものと決定いたしました。

ただいま設置されました財政健全化集中改革プラン特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付いたしました一覧表のとおり、それぞれ指名いたします。

暫時休憩いたします。

(午後1時58分 休憩)

(午後2時16分 再開)

○議長(河野 司君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(追加日程第4)

○議長(河野 司君) 追加日程第4、財政健全化集中改革プラン特別委員会の正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

財政健全化集中改革プラン特別委員会委員長に第19番、鈴木市朗君、副委員長に第22番、林克君。以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山仲善彰君) 平成21年第3回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る6月1日に招集させていただき、本日に至りますまで18日間ございました。当初提案させていただきました条例の一部改正2件、補正予算2件、市道路線の認定及び廃止について1件の計5議案、並びに本日追加提案させていただきました委任専決2件、緊急雇用対策事業に係ります補正予算1件の計2議案、合わせて7議案につき、慎重なご審議の上、いずれも原案のとおりお認めをいただき、誠にありがとうございます。

特に、本会議におきましては、集中改革プランにつきまして、多くのご質問とご意見を

いただきました。こうしていただきましたご意見等を踏まえ、最終素案を調整させていただきました。今後、素案をもちまして、当面7回を予定しております市民懇談会や市の公聴制度を通じて、市民及び各団体のご意見を積極的にお伺いし、市民にご理解と納得のいただけるプランを策定したいと考えております。議会におかれましても、本議会において設置をお決めいただきました特別委員会において慎重かつ集中したご審議を賜りますようお願いいたします。

答弁でも申し上げましたとおり、合併後4年半余り、旧中主、旧野洲という議論を超えて、この危機の時代、議員及び市民の皆様方と情報を共有し、真摯に話し合いを重ね、元氣な野洲の実現に取り組んでまいりますので、プランの速やかな策定と実現にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

その他にも、教育、福祉などの施策について、多くのご意見やご提案をいただいたところでありますが、これらをしっかり受けとめまして、市政運営にあたってまいりたいと考えております。

さて、いよいよ暑さも増してまいります。皆様におかれましては、健康に十分にご留意いただき、今後とも市政運営に一層のご指導、ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げますと共に、本市発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（河野 司君） これをもって、平成21年第3回野洲市議会定例会を閉会いたします。ご苦労さんでした。（午後2時19分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年6月18日

野洲市議会議長 河野 司

署名議員 小菅 六雄

署名議員 立入 三千男